

報 告 第 6 号

新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第6項の規定により報告する。

平成27年5月15日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画

参照条文

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）抜粋

（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2～5 （省 略）

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7、8 （省 略）